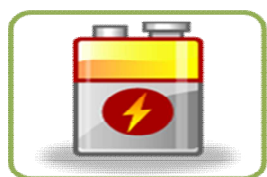


令和4年度 募集分

住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金のご案内

家庭での地球温暖化対策を促進するため、住宅用設備等を設置する方に対し、設置費用の一部を補助します。



補助対象期間

令和4年4月1日以降に補助対象設備を設置する方で、令和5年3月10日までに実績報告書を提出できる方が対象です。

補助対象設備と補助金額

設備の種類	補助金の額
太陽光発電システム(新築住宅に限る。)	単価 3万円/kW 新築住宅(上限 6万円)
家庭用燃料電池システム(エネファーム)	10万円
定置用リチウムイオン蓄電システム	14万円
電気自動車(太陽光併設)※	10万円
電気自動車(太陽光、V2H併設)※	15万円
V2H充放電設備※	本体購入費 1/10(上限 25万円)

※電気自動車とV2H放電設備を併せて同時に購入・設置した場合、補助金の上限額は25万円となります。

補助対象設備の要件

設備の種類	設備の要件 ※いずれも未使用品、新車であること。
太陽光発電システム (新築住宅に限る)※	<p>(1) 住宅用の低圧配電線と逆潮流有りで連携するものであること。</p> <p>(2) 太陽電池の出力状況等により、起動及び停止等に関して全自動運転を行うものであること。</p> <p>(3) 太陽電池モジュールが、次のいずれかの規格等に適合していること。 ア 国際電気標準会議の規格又は日本工業規格に適合しているものであること。 イ 一般財団法人電気安全環境研究所の認証を受けているものであること。 ウ 一般財団法人太陽光発電協会JPEA代行申請センターにおいて設備認定に係る型式登録がされているものであること。</p> <p>(4) 対象設備を構成する太陽電池の公称最大出力又はパワーコンディショナーの定格出力のいずれか小さい方(複数のパワーコンディショナーを設置する場合、系列ごとに当該値を合計した数値)が10キロワット未満であること。</p>
家庭用燃料電池システム(エネファーム)	<p>燃料電池ユニット及びに貯湯ユニット等から構成され、都市ガス、LPガスなどから燃料となる水素を取り出して空気中の酸素と反応させて発電し、発電時の排熱を給湯等に利用できるもののうち、国が平成25年度以降に実施する補助事業における補助対象機器として、一般社団法人燃料電池普及促進協会の指定を受けているものであること。</p>
定置用リチウムイオン蓄電システム※	<p>リチウムイオン蓄電池部(リチウムイオンの酸化及び還元で電氣的にエネルギーを供給する蓄電池をいう。)及びにインバータ等の電力変換装置を備え、再生可能エネルギーにより発電した電力又は夜間電力などを繰り返し蓄え、停電時や電力需要ピーク時など必要に応じて電気を活用することができるもののうち、以下の要件を満たすもの</p> <p>(1) 国が平成25年度以降に実施する補助事業における補助対象機器として、一般社団法人環境共創イニシアチブにより登録されているものであること。</p> <p>(2) 県が実施する太陽光発電設備・蓄電池の共同購入支援事業により、補助対象設備を購入していないこと。</p>
電気自動車	<p>電池によって駆動する電動機のみを原動機とし、内燃機関を併用しない自動車(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第60条第1項の規定による自動車検査証の交付を受けた同法第2条第2項に規定する自動車をいう。)で、自動車検査証に当該自動車の燃料の種類が「電気」と記載されているもののうち、以下の要件を満たすもの。ただし、自動車検査証の用途が「乗用」、自家用・事業用の別が「自家用」と記載されている4輪のものに限る。</p> <p>(1) 申請者が補助金の交付を受けるに当たり、新車として新たに購入したもの(中古の輸入車の初度登録車を除く。)であること。</p> <p>(2) 自動車検査証の使用の本拠の位置が、町内の住所であること。</p> <p>(3) 自動車検査証の登録年月日又は交付年月日が、補助金の交付を受ける年度内の日付であること。</p> <p>(4) 国が令和3年度以降に実施する補助事業において、一般社団法人次世代自動車振興センターにより補助対象とされている電気自動車であること。</p>
V2H充放電設備	<p>電気自動車と住宅の間で相互に電気を供給できる設備のうち、国が令和3年度以降に実施する補助事業において、一般社団法人次世代自動車振興センターにより補助対象とされているものであること。</p>

※ 太陽光発電システムを設置する場合は、実績報告の日までに次のいずれかの設備を設置する必要があります。

① エネルギー管理システム(HEMS)

住宅全体の電力使用量などを自動で実測し、エネルギーの「見える化」を図るとともに、機器の電力使用量などを調整する制御機能を有し、機器の制御に係る装置(コントローラ等)が一般社団法人エコネットコンソーシアムの定める「ECHONET Lite」規格の認証を取得しているもの。

② 定置用リチウムイオン蓄電システム ※

上記の要件に該当するもの及び太陽光発電システムが既に設置済みであるまたは同時に設置するもの。

補助対象となる方

- (1) 町内に住所を有すること(町への実績報告の日までに住民登録をする場合を含む)。
- (2) 町に納付すべき税を滞納していないこと。
- (3) 設備の設置費等を負担し、設備を所有すること(電気自動車にあっては、所有権留保付きローンで購入し、所有者が販売店又はファイナンス会社等である場合を含む)。
- (4) 電気自動車を除く補助対象設備を設置する住宅において、設置する設備と同種の補助対象設備に対し自ら又は自らと同一の世帯を構成する者が、酒々井町住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付要綱に基づく補助を受けていないこと。
- (5) 電気自動車にあっては、電気自動車を導入する住宅において、自らが酒々井町住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付要綱に基づき電気自動車の補助を受けていないこと。

その他

- ・ 補助は予算が無くなり次第終了となりますので、申請前にご確認ください。
- ・ 補助金の交付申請前に着工したものは対象となりませんので、工期設定等にご注意ください。 詳細につきましては、経済環境課までお問い合わせください。

《お問合せ先》

〒285-8510 印旛郡酒々井町中央台 4-11 (分庁舎1階)
酒々井町役場 経済環境課 環境対策室
代表 ☎ 043-496-1171 内線 344 FAX 043-496-5765
メール seikatu@town.shisui.chiba.jp